

モンベル自転車保険 補償内容の概要

基本補償の補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	ケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 (注)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には※、その額を死亡・後遺障害保険金額から控除してお支払いします。 ※保険期間3年、5年の契約は「既にお支払した後遺障害保険金がある場合には」を「その保険事故の発生した保険年度と同一の保険年度に生じた保険事故による傷害に対して、既にお支払した後遺障害保険金がある場合には」に読みかえます。	●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●自動車・バイク・クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用している運転中に被ったケガ
後遺障害保険金	ケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 (注)お支払いする保険金は、保険期間を通じて※、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 ※保険期間3年、5年の契約は「保険期間を通じて」を「各保険年度ごとに」と読みかえます。	●病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ(例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など) ●入浴中の溺水(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)
入院保険金	ケガにより事故日を含めて180日以内に入院を開始した場合、事故日を含めて1,000日以内の入院について、[ご契約の保険金日額×入院日数]をお支払いします。 ※入院保険金および手術保険金支払対象期間延長特約(1,000日用)セット	●妊娠・出産・早産 ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
手術保険金	ケガにより事故日を含めて180日以内に入院または通院し、事故日を含めて1,000日以内に所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。 (1事故につき1回限度) ① 入院中に受けた手術の場合：【入院保険金日額×10】 ② ①以外の手術の場合：【入院保険金日額×5】 ※入院保険金および手術保険金支払対象期間延長特約(1,000日用)セット	●地震・噴火またはこれらによる津波 ●特に危険な運動中のケガ(ビックル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、フリークライミング、スカイダイビング、ハングライダー搭乗など)
通院保険金	ケガにより事故日を含めて180日以内に通院を開始した場合、事故日を含めて1,000日以内の通院(通院に準じた状態※1)および往診を含みます。について、[ご契約の保険金日額×通院日数]をお支払いします。(1事故につき90日限度) (※1)骨折・脱臼・靭帯損傷などで、保険の約款に定める部位(長管骨・脊柱など)を固定するためにギプスなど(※2)を常時装着した状態をいいます。 (※2)固定帯・サポーターなどの任意で容易に着脱できるもの、および、骨の固定のために体内に挿入された器具は含みません。 ※通院保険金支払対象期間延長特約(1,000日用)セット	●自動車競争選手、プロボクサー、猛獣取扱者などの危険な職業に従事中のケガ ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染
傷害医療費用保険金	ケガにより医師の治療を受けた場合に、事故日を含めて365日以内に実際に負担した次の費用をお支払いします。 (1事故につきご契約の保険金額限度) ●公的医療保険制度の一部負担金など病院に支払った治療費 ●入院・転院のための交通費 ●医師の指示による薬剤・医療器具などの費用 (注)労災保険からの給付金、第三者からの損害賠償金などを差し引いてお支払いします。	など

特約の補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
交通事故傷害危険のみ補償特約	次のいずれかの事故などによるケガに限り、以下の【対象となる保険金】のうちご契約にセットしている保険金をお支払いします。 ●運行中の乗物との衝突・接触などの交通事故 ●運行中の乗物に搭乗している間の事故 ●乗物の乗降場構内(改札口内など)での事故 ●乗物の火災 【対象となる保険金】 「基本となる補償」(死亡・後遺障害・入院・手術・通院・傷害医療費用)の保険金 (注)乗物とは、保険の約款に定める「交通乗用具」で、例えば以下のような乗用具をいいます。 ●陸上の乗用具(※)…電車、自動車、原動機付自転車、自転車、ペVICカー (※)遊戯施設内の乗物(ジェットコースター、ゴーカートなど)、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊具(キックボード、スケートボード、サーフボード、遊戯用のそりなど)などは除きます。 ●空の乗用具…航空機(飛行機、ヘリコプターなど) ●水上の乗用具…船舶(ヨット、モーターボートなど) ●その他の乗用具(※)…エレベーター、エスカレーター、動く歩道 (※)立体駐車場のリフトなど専ら物品輸送用に設置された装置などは除きます。	上記基本補償の「保険金をお支払いしない主な場合」に加え、次の場合にも保険金をお支払いいたしません。 ●次のいずれかに該当している間の事故によるケガ ①職務または実習として船舶に搭乗している間 ②グライダー、飛行船に搭乗している間 ●職務として次の作業を行っている間の、その作業に起因するケガ ①乗物への荷物の積込、積卸、整理 ②乗物の修理、整備、清掃
個人賠償責任補償特約	被保険者が、次の偶然な事故により、他人の身体や財物に損害を与えたり、国内で電車など(※)を運行不能にさせて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。(※)電車・モノレールなどの軌道上を走行する乗用具をいいます。 ●住宅の所有・使用・管理に起因する事故 ●日常生活に起因する事故 【お支払いする保険金】 次の賠償金や費用の額をお支払いします。 ●損害賠償金(1事故につきご契約の保険金額限度) ●訴訟・弁護士費用など(お支払いできる額に条件が適用される場合があります。) (注1)損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。 (注2)この特約には「賠償事故の解決に関する特約」が自動的にセットされ、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(弁護士を選任を含みます。)は原則として引受保険会社で行います。ただし、日本国内で発生した事故に限ります。	●故意 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●職務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●自動車などの所有・使用・管理による損害賠償責任 ●心神喪失による損害賠償責任 ●同居の親族に対する損害賠償責任 ●他人から借りたり預ったりした物に対する損害賠償責任